

## 柳泉園組合クリーンポート長期包括委託審査委員会（第2回）会議録

1. 開催日時 平成28年4月12日（火）13時30分～15時40分
2. 開催場所 柳泉園組合管理棟3階大会議室
3. 出席委員 荒井委員、加藤委員、藤原委員、黒田委員、山下委員、松川委員、森田委員 以上7名
4. 事務局 佐藤課長、濱野係長、鳥居主査、川原主事 以上4名  
（株）日建技術コンサルタント3名
5. 会議次第 

<ol style="list-style-type: none"><li>1. 開会</li><li>2. 委員自己紹介</li><li>3. 議事<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 実施方針（案）について</li><li>(2) 入札説明書（案）について</li><li>(3) 要求水準書（案）について</li><li>(4) その他</li></ol></li><li>4. 閉会</li></ol>
--

### 【開会】

### 【委嘱状の交付】

- ・組合助役より黒田委員、山下委員に委嘱状を交付

### 【委員自己紹介】

### 【今後のスケジュールについて】

- ・事務局より今後のスケジュールについて説明

### <主な質問・意見等>

委員長：実施方針の後、5月下旬には入札公告を行う。入札公告については、今回提示する仕様書、要求水準書にのっとり提案書を出してもらう。提案書を出す際に入札公告の内容についてわからない点があれば、質疑応答という形で整理していく。入札参加者の提案書が提出されてきたらヒアリングを行い、その後に採点をして、価格と技術を総合して落札者

の選定を行う。そういう手順になっているという説明であった。

事務局：当初は指名競争入札を予定していたが、条件付きの一般公募のほうがよいのではないかという話をいただいた。その場合、議会での説明等も必要になることから、スケジュールを延長することもあり得るということで、話を進めていただければと思う。

委員長：契約締結の時期が29年1月中旬となっているが、これがずれ込む可能性があるということか。

事務局：そうである。

委員長：ずれ込んだ場合の影響はあるのか。

事務局：長期包括の15年間という期間は変更せず、開始が6か月遅れることによって、終了も6か月遅れることになる。

委員長：ごみ処理には、支障がないと考えてよいのか。

事務局：そう考えている。

委員：議会の承認など、その辺の整理は済んでいるのか。

事務局：基本的にこの長期包括は、委託ということで議決事項ではないが、予定価格等を公表する性質上、議会の中で予算を承認してもらう必要があるため、議会説明が必要となり、スケジュールを少し延長したいと考えている。

委員：債務負担を行うために議会議決をするのであれば、6月議会とかそういった時期の後に入札公告をずらすということか。

事務局：次回の議会は5月24日を予定しており、それまでに債務負担行為を行い、承認を受ける必要がある。承認前に公告ができないため、期間は定かではないが、延長せざるを得ないと考えている。

委員長：5月24日の議会までの間に、年度割りを済ませておくことになるのか。

事務局：5月の議会の中では大まかな金額だけを提示して方向性を示し、8月議会で承認していただければと思っている。

## 【議事（1）実施方針（案）について】

### <議事>

- ・事務局より実施方針（案）について説明

<主な質問・意見等>

委員：制限付きの総合評価一般競争入札とのことなので、入札の公告のときには予定価格を公表すると思うが、どう考えているのか。

事務局：議会に一度諮った上で、公告したいと考えている。今回の資料は、当初のスケジュールに沿った案であるため、日程に関しては再検討する。

委員：参加資格要件は、事前に実施している意向調査結果を踏まえて設定していると思うが、この要件で何社ぐらいを想定しているのか。

事務局：意向調査を10社に対して行い、その内5社から参加意欲があるとの回答を得た。しかし、今回設定した参加資格要件に合致しているのかどうかは、不明である。

委員：発電付きの全連続燃焼式焼却炉で、長期包括運営委託やDBOという大手のプラントメーカーがターゲットになってくると思うが、長期包括運営委託では、他社の案件には手を出しにくい現状もあり、ごく限られたところしかターゲットにならない状況であるので、十分に説明がつくような形で作ったほうがよいと考える。

委員：委託費の支払いで、前年度の消費者物価指数等をもとに補正を行うとのことだが、他都市の事例だと消費者物価指数や企業物価指数を採用する事例、人件費だけ個別に区別する事例、燃料や電気など大きいものだけを区分し、残りはその他という形でやっている事例もある。いろいろな考え方があると思うが、その辺を十分検討した上で消費者物価指数という形でやっているのか。リスク分担表のところで委託費の見直し、物価変動リスク、これを全部組合が見るとなっているが、プラスマイナス3%の範囲内で民間事業者がリスクを負うということであれば、その辺はもう少し丁寧に書いておいたほうがよいと考える。消費者物価指数を使うのに、何かそういう検討をしているのか。

事務局：委託費の支払いについては、現段階において案であるため、検討等はしていない。

委員：運營業務委託契約書の中には、この辺が細かく書かれてくると思うが、今後、検討するということか。

事務局：そうである。

副委員長：維持管理業務の中で、日常点検、補修というのが事業者の扱いになっているが、その際に、ボイラータービン主任技術者などの法定資格者の選任は組合でやるのか、事業者でやるのか。

事務局：完全委託になるまでは、柳泉園組合で選任するというように考えている。

委員：完全委託に近い状態になると思うが、検量棟での収集車、登録車及び回収物の搬入だとか搬出車両の記録確認管理だとかは組合でやることにしているが、組合ではなく事業者でやってもらっても構わないような感じがするが、組合でやらないといけないものなのか。

事務局：将来的に、運転係については完全な委託になる予定であるが、再任用の関係などもあり、全て委託に持っていけない事情がある。

委員長：時系列的にどこまで組合がやって、どこから完全委託だとか、その辺を整理しておいた方がよいと思う。

委員：委託費は総額で決めて、債務負担を年で割って決めるのか。

事務局：そうである。

委員：15年もあるため物価変動があると思うが、そういう場合は、新たに債務負担を組むことを想定しているのか。

事務局：15年間の長い契約なので、物価変動等いろいろな要素が加味されてくると思う。そのため、債務負担行為をしても、契約期間中に変更していく必要があるとは思っている。

委員：債務負担なので、その中で納まらなければ、追加に債務負担を組まないといけないということなのか。

事務局：そうである。

委員長：リスク分担の中で、施設運転に対する住民反対、訴訟問題を民間がやるというのは今までに例はない。費用は民間負担だが、訴訟となるとやはり柳泉園組合が訴訟の相手方、被告になると思うので、費用については必要に応じて事業者に分担させるというやり方になるのではないか。そのために丸、三角になるのではと思う。

事務局：調整する。

## 【議事（2）入札説明書（案）について】

### <議事>

- ・事務局より入札説明書（案）について説明

### <主な質問・意見等>

委員：契約締結までのフローシートにおいて、非価格要素審査と価格審査が横並びになり、その前に開札となっていることから、非価格審査前に金額が分かるような誤解を受けるため、修正した方がよいと思う。

事務局：修正する。

委員：非価格要素点の配点において、大規模補修を含むので10点ということですが、今回の長期包括委託において、大規模補修はかなりウエートがあると思うので、全体の配点からいうと10点というのは大きくはない感じがする。他団体の例もあるので、考え方を教えていただきたい。

事務局：維持管理業務の配点をもう少し高くした方がよいという意見があれば、点数を上げて他を下げることは可能である。

委員：大規模補修の部分の配点を高くしてもよいのではないかと考える。

事務局：そういう御意見があれば、それに沿った形に変えることは可能である。

委員：点検・検査が7点で補修計画が10点なので、維持管理について相当重視しているということは言えるのかと思う。大規模修繕が重要だということであれば、点検・検査を5点にして、補修、大規模修繕を12点にするだとか、総枠は変更しないでやる方法もあると考える。

事務局：修正する。

委員長：非価格要素点の点数化方法として、評価にD評価、E評価があり、やや劣っている、劣ってるという評価になっているが、形式審査を通った段階で事業提案書が要求水準を上回る内容であると考えられるため、Eは要求水準を満たす程度という評語にするケースが多い。この評語は考え直したほうがよいと考える。

事務局：修正する。

委員：総合評価の非価格要素と価格要素の比率を7：3としており、非価格要

素についてきちんと評価していくという意味では、非価格要素点が高いのは非常によいことだと思うが、市民の方などからすると、コスト意識がかなりある。コスト意識の高いところは5：5としているところもあり、総合評価なので非価格要素を高くして6：4とか7：3が主流であると思うが、議会や市民の方に説明するときの仕方を少し工夫しておいた方がよいと感じる。

委員長：最近のDBOや長期包括では6：4が大体6割、7：3というのは3割ぐらいであり、5：5というのも一部ある。一時、技術要素を高くするのがはやった時代もあったが、価格についても全く無視しているわけではないので、6：4で採用するケースが多いと言われている。ただし、包括の場合、安定運転、安定運営を考えた場合、技術に足を組んだというのも一つの選択肢だと思う。

委員：各社技術面では差はあまりなく、総合評価は金額の面でもそれは勝負になると思うので、7：3よりは6：4がよいと思う。

事務局：検討させていただく。

委員：価格点というのは満点が出るが、非価格要素点は全てオールAでないと満点が出ないため、7割ぐらいのところをベースすると、60、70%という形でいくと大体均衡がとれるので、6：4でよいのではと思う。また、他都市の事例を見ても、6：4というケースが多く、最近の事例ではそういう傾向があると思うので、6：4としたほうが説明しやすいのではないかと考える。

事務局：非価格要素と価格点の比率は6：4ということで進めたいと思う。これにより非価格要素点の配点が10点減るため、全体の配点を見直したものを柳泉園組合の案として次回示し、それでまた御審議いただければと思う。

### 【議事（3）要求水準書（案）について】

<議事>

- ・事務局より要求水準書（案）について説明

<主な質問・意見等>

委員：環境管理業務で、運転に係る停止基準、要監視基準の設定があり、停止基準はいわゆる公害防止条件でこれを超過してしまったら停止というのは非常にわかりやすくてよいが、要監視基準というのはそれを超えないように、要するに厳しいところで管理していくという基準である。それは非常によい考え方だが、そもそも柳泉園組合の公害防止条件もかなり厳しいところで設定されているため、さらに低いところで管理するというと、当然安全サイドに立って薬剤をたくさん吹いたりとか、色々とコストがかかる面もあると考える。停止基準だけ設けて、あとは提案書の中で提案いただくような方法もあると考える。

委員：組合職員の指示とか組合の指示という表現が幾つか見当たるが、これは構わないのか。一般的に委託のときは、こういう表現はないと思う。

事務局：例えば、見学だと委託業者に要請することはないとは思いますが、場合によっては一緒に見学対応をお願いするということもあり得ることから、こういう表現にしている。直接委託者に組合が指示することは難しいため、責任者を通してということになるかと思う。この辺の表記については再検討する。

委員長：基本的なスタンスとしては性能発注方式であるため、要求水準書に記載されていない事項であっても、本焼却施設を運営維持管理するために必要となるものについては、組合の確認を得て全て事業者の責任及び負担にて実施しなければならない。例えば、見学者については「必要に応じて対応すること。」などを入れておけば、すむ話ではないかという気がする。

委員：余剰電力や余熱利用の関係の取り扱いについて説明してほしい。

事務局：電気については、直営と委託が混在する関係もあり、完全に委託になるまでは、売電も買電も組合の所掌範囲とすることを考えている。

委員長：売電収入を全部、委託業者に渡して、それを委託価格から引けという規定をするケースが1つある。もう一つは、売電収入を分け合うというやり方がある。分け合うということは、要するに自分たちがやればやるほどお金が自分たちに入ってくるので、モチベーション、インセンティブになる。全部渡したが、実際には委託金額から引けということになると、インセン

タイプとして働かない部分が出てくる。

委員：売電収益を入札のときに組み込んで、それで入札している例もある。4月から電気が自由化され、PPS事業者が倒産するなどの可能性もあるので、そういう意味では売電単価の変動が大きいので、そのリスクを民間事業者に負わせて入札させるのはかなりリスクが高いということで、売電収入は公共に帰属させている事例も、結構増えてきている状況である。

委員：ごみの量をどれだけ見るのかということもあるかと思う。東久留米市はもうすぐごみの有料化を実施し、清瀬市もこの期間だと多分実施すると思うので、この期間でどんどんとごみが減ることは、当然考えられる。

事務局：ごみの量は、あくまでも目安になるかと思う。

委員：ごみ量だけではなくて、ごみ質も変動がある。発電では入熱が関係するため、例えばごみの有料化や分別収集などで変わってくると、当然紙ごみが減ったりとか、プラ系のごみが減ったりすると発熱量が下がってくるため、その辺も踏まえて、見直しを行うような形をとっているところもある。

委員長：委託費を計算する根拠は、要求水準書に示しているごみ量であり、実際の運営に当たっては、固定費、変動費で処理するが、ある一定限度行ったら組合側のリスクとして受けることになるのだと思う。その辺を少し整理したほうがよいと思う。

委員：運転に係る停止基準として「なお、水銀については、自主規制値である1時間当たりの平均値0.05mg/m<sup>3</sup>を2時間連続で超えた場合」とあり、先日そういう事故があったと思う。炉を停止するというのは、かなり勇気の要ることだと思うが、要求水準書の中でこれを記載しているので、組合側に相談なく事業者の判断で停めるという理解でよいのか。

事務局：水銀に関してはマニュアルを作成したので、それに則って委託業者にも対応してもらうことになる。何の連絡もなく止めることはない。

委員：水銀の0.05mg/m<sup>3</sup>という自主規制は、今回の事故を受けて設けたという解釈でよいか。

事務局：そうである。

委員長：先ほどの入札説明書で評価基準が出ており、運転維持管理体制の評価基準として「組織体制として必要かつ十分な人員が配置され、かつ適正な有

資格者が確保され配置されていること」という点にあわせて、組合との報告体制がきちんととれているのかどうかという観点から、指示命令系統の提案を基準として入れてはどうか。

事務局：入札参加資格のところ、経審のことを触れていないが、経審については、ある程度の目安になるのかと思うので、入れたほうがよいのか。

委員：新設でDBOなどでやるときは、経審を入れているところが結構多いが、長期包括運営委託の場合は余り入れてないケースもある。新設の建設とはまた若干違うという要素もあるので、入れなくてもよいのかなという気がするが、それもケース・バイ・ケースだと思う。

副委員長：スケジュールの中で、契約締結後、運転準備期間というのが原案では3カ月程度あり、その運転準備期間というのは、当然、契約した業者にはお金がかかるが、実施方針や入札説明書の中に、盛り込んであるのか。

事務局：盛り込んでいない。

委員長：入札の条件だから、入れておいたほうがよいと考える。

事務局：修正する。

委員：全体的なことだが、債務負担行為、議会で承認を得ることになると思うが、委託をすることによって費用が増加しては意味がないというようなところも多分、言及されるかと思うので、その辺の対応も想定しておいた方がよいと考える。

事務局：2014年、今回の包括的な委託を始めるに当たり、議会には説明している。当初の柳泉園組合の15年間の積算金額と運転委託、整備を委託している既設メーカーの積算を基に、15年間で30億円程度財政的な負担が軽減されるということがわかった関係で、こういう話が進んでいる。

委員長：一般的にDBOや長期包括をやることになると、直営でやった場合と委託した場合の費用対効果をはかり、VFMという形で算出するので、その資料があれば、構成市の担当課には出したほうがよいと思う。

副委員長：運転準備期間における運転の引き継ぎは組合がやるのか、それとも現在運転を委託している業者がやるのか。

事務局：委託業者にも確認したが、コンプライアンスの関係で引き継ぎにかかわることはできないということを知っているため、柳泉園組合の職員が運転

方法については、教えていくというふうに考えている。

**【議事（4）その他】**

- ・事務局より第3回委員会の開催日について連絡。
- ・第3回委員会は5月9日（月）の13：30からとする。

**【閉会】**